

被用者年金一元化の検討状況

1 基本方針

<できる限り速やかに共済年金を厚生年金に合わせる>

2 1・2階の保険料水準統一スケジュール

○ 基本方針

<急激な負担増は避け、速やかに18.3%に統一する>

○ 一応の方向

- ①公務員の保険料率統一後の22年から1・2階の保険料水準の統一を開始する。
- ②3階分は統一開始時から徴収しない。
- ③私学で別途徴収している年金事務費掛け金については、統一する1・2階分に含まれるものとする。

○ さらに検討すべき事項

- ①具体的な保険料水準の統一スケジュールについては、以下の4つの案を軸に検討する。

【案1】22年に直ちに厚生年金（16.058%）に合わせる。

※ この場合、22年における、それまで1・2階分として予定されていた率からの引上げ幅は、公務員で1.958%、私学で4.758%となる。

【案2】22年以降、それまで1・2階分として予定されていた率から毎年0.563%ずつ引き上げ、厚生年金の保険料率が上限の18.3%に達する29年（私学は34年）に厚生年金と合わせる。

【案3】22年以降、それまで3階分として予定されていた率も1・2階分の率とし、その率から厚生年金と同じ毎年0.354%ずつ引き上げ、30年（私学は39年）に厚生年金と合わせる。

※ この場合、22年における、それまで1・2階分として予定されていた率からの引上げ幅は、公務員で1.408%、私学で1.284%となる。

【案4】22年以降、それまで1・2階分として予定されていた率から厚生年金と同じ毎年0.354%ずつ引き上げ、34年（私学は41年）に厚生年金に合わせる。

（注）厚生年金及び各共済年金（3階込み）における現行の保険料率引上げ幅は、毎年0.354%（各共済の現行1・2階分の保険料率引上げ幅は、毎年平均0.29%）。

②積立金で保険料引上げを肩代わりすることはできないか。

3 積立金の仕分け

○ 基本方針

<1・2階の給付に当てられるべき部分を仕分ける>

<仕分けられたものは厚生年金の積立金とともに1・2階の共通財源とする>

○ 一応の方向

①将来、共済対象者の支払いに厚生年金対象者の負担が生じないようにするため、一元化を開始する時点で、当該年の支出に対して何年分の積立金を保有しているかについて厚生年金に合わせることにする。

②職域分の過去債務（既裁定、未裁定の過去期間）の支払いに必要な分は確保する。

○ さらに検討すべき事項

・残りの使途はどうするか。

- 保険料の引上げに活用する意見（2参照）
- 3階部分に相当する仕組みの原資とする意見（6参照）
- 追加費用の減額に活用する意見（5参照）

4 既裁定の共済年金給付の見直し

- さらに検討すべき事項
 - ・ 既裁定者の間の給付水準の格差の調整（追加費用に係る給付の減額の検討を含む。）

5 追加費用

- さらに検討すべき事項
 - ・ 追加費用の減額の方策
 - ①追加費用対象者の給付を減額する。
 - 解決すべき点
 - 憲法上の財産権を制約する合理的な説明
 - 恩給自体の取扱い（文官恩給、旧軍人恩給への影響）
 - 国共済の郵政公社分、厚生年金のNTT分などの追加費用の取扱い
 - 具体的な減額の内容と考え方
 - ②その他の方策

6 職域部分

- 基本方針
 - <公的年金としての職域部分は廃止する>
- 一応の方向
 - ①既裁定の給付は存続する。また、未裁定者についてもこれまでの加入期間に応じた給付を行う。
 - ②廃止後に、企業に設けられている3階部分に相当する仕組みの必要性に鑑み、その制度設計は人事院の企業年金等の実態調査結果を踏まえて検討する。
- さらに検討すべき事項
 - ①未裁定の過去分の給付の取扱いをどうするか。
 - ②公務員の独自性など公務員制度全般の在り方をどう考えるか。
 - ③私学を公務員と同じ取扱いとするのか。

7 積立金の管理・運用

- 基本方針
＜共通財源として一元的に管理・運用されるものとする＞
- 一応の方向
 - ①運用ルール（運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等）は統一する。
 - ②独自運用分（共済の貸付等）については、その果たしている役割や運用の観点に立った評価などを踏まえ、必要な範囲で確保する方策を講じる。
- さらに検討すべき事項
 - ・運用主体は一本化するか、複数とするか。

8 制度的な差異の取扱い

- 基本方針
＜厚生年金にそろえる＞

9 事務組織

- 基本方針
 - ＜わかりやすい、無駄のない効率的な組織とする＞
 - ＜移行コストや移行に伴う混乱のないようにする＞
 - ＜一元化を速やかに実現できるものとする＞
 - ＜一元化にふさわしいものとする＞
- 一応の方向
 - ・年金相談等の情報共有化を推進する。
- さらに検討すべき事項
 - ①各制度の運営の実態や効率性等を踏まえ、組織を一本化するかどうか、共済の年金部分の組織活用方策はどうするか。
 - ②情報共有化の具体的方策はなにか。

(以上)